

京都市告示第 454 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 3 月 30 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
小山四ノ宮線	山科区音羽珍事町34番地の1地先から	旧	メートル 43.00	5.85 ～メートル 21.00
	同町31番地の1地先まで	新	43.00	7.40 ～ 19.00
小山大宅線	山科区音羽珍事町52番地の1地先から	旧	162.00	12.00 ～ 19.00
	同町80番地の1地先まで	新	162.00	12.00 ～ 19.50
山科音羽経4号線	山科区音羽珍事町67番地の2地先から	旧	68.00	0.90
	同町58番地の1地先まで	新	2.80	1.46
山科音羽緯1号線	山科区音羽珍事町36番地の3地先から	旧	18.50	3.30 ～ 3.80
	同町34番地の2地先まで	新	18.50	3.90 ～ 9.70

山科音羽緯38号線	山科区音羽珍事町52番地の1地先から	旧	30.00	4.05 ~ 4.20
	同町31番地の1地先まで	新	30.00	7.20 ~ 8.20
大原野3号線	西京区大原野上里北ノ町672番地の3地先から	旧	34.20	4.15 ~ 9.00
	同町672番地の4地先まで	新	34.20	7.24 ~ 14.20
松尾山田経17号線	西京区山田平尾町34番地の9地先から	旧	32.10	0.90
	同町32番地の9地先まで	新	30.20	4.01 ~ 8.50
松尾山田経57号線	西京区山田平尾町51番地の217地先から	旧	26.40	3.50 ~ 6.02
	同町32番地の9地先まで	新	26.40	5.00 ~ 6.02

(建設局道路部道路明示課)